

鳥羽市文化芸術全国大会等出場激励金交付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市の文化芸術活動の推進を図るため、文化芸術の分野における全国大会等に出場する個人及び団体に対し、予算の範囲内において交付する鳥羽市文化芸術全国大会等出場激励金（以下「激励金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「文化芸術の分野」とは、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条に規定する文学、音楽、美術、写真、演劇及び舞踊、同法第9条に規定する映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、同法第10条に規定する雅楽、能楽、文楽、歌舞伎及び組踊、同法第11条に規定する講談、落語、浪曲、漫談、漫才及び歌唱、同法第12条に規定する生活文化及び国民娯楽その他市長が認める分野をいう。

(交付対象となる大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国内の選考会又は予選会の代表者として出場する国際大会
- (2) 文部科学省、文化庁、若しくはこれらに準ずる機関が主催し、共催し、又は後援する全国大会主催する全国規模以上の大会
- (3) 国民文化祭
- (4) 全国高等学校総合文化祭
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める大会

2 前項に規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は激励金の交付対象としない。

- (1) 県または、これに準ずる区域を超える規模の予選又は選考会を経ずに出場する場合
- (2) 親睦、交流を図ることを目的とする場合
- (3) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出店、文芸作品等の応募その他対象者が全国大会の開催地に行くことなく出場できる場合

(交付対象者)

第4条 激励金の交付対象者は、前条第1項に掲げる大会に出場する個人又は団体で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ居住する個人
- (2) 市内に所在する団体
- (3) 市内の学校に通学する学生
- (4) その他特に市長が認めた者

2 大会等への出場に対する激励金交付は、当該年度内において交付対象者に対し1回に限るものとする。

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表に定める額とする。

(激励金の申請等)

第6条 激励金の交付を受けようとする個人又は団体は、激励金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要項
- (2) 予選会の開催要項及び結果（出場資格を証明する書類）
- (3) 予選会を経ず推薦にて出場する場合は、その推薦書の写し
- (4) 申込書の写し等の大会出場を証明する書類
- (5) 口座振替登録票（振込先がわかる書類）
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請については、当該大会の属する年度内を期限とする。

(実績報告)

第7条 激励金の交付を受けた者は、当該大会終了後速やかに大会結果報告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 大会結果
- (2) 全国大会等の出場名簿

(激励金の返還)

第8条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、激励金の返還を命ずることができる。

- (1) 大会への参加を中止したとき。
- (2) 不正な方法によって、激励金を受けたとき。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	対象		支給額
国際大会	個人		20,000円
全国大会	個人	国民文化祭	10,000円
		その他の大会	5,000円
	団体	5名以下	10,000円
		6名以上	15,000円
		11名以上	30,000円